

福島県教育センター
情報教育研修用コンピューターシステム賃貸借

一般競争入札
入札説明書

令和2年10月
福島県教育センター

この入札説明書は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センター情報教育研修用コンピューターシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、関係法令及び本件に係る入札の公告等の規定に基づき入札に参加する(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者(契約権者)

福島県教育センター所長 渡辺 惣吾

2 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

福島県教育センター情報教育研修用コンピューターシステム 一式
(搬入、設置、導入、調整、機器保守、撤去等を含む)

(2) 借入物品の仕様等

別添仕様書のとおり

(3) 借入期間

令和3年2月1日から令和8年1月31日まで(5年間)

(4) 納入場所

福島県教育センター内 (福島県福島市瀬上町字五月田16番地)

3 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒960-0101 福島県福島市瀬上町字五月田16番地

福島県教育センター 総務管理部 総務管理チーム

電話 024-553-3141 FAX 024-554-1588

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者で、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この入札公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは、申立てがなされている者であっては、当該手続開始の決定後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 公告の日から過去3年以内に、仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと同等程度の物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。

- (5) 当該物品を賃貸借期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該借入物品に係る機器保守、ソフトウェアサポート等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

5 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)に、下記(4)のアからエに定める書類等を添付し、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期限までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合がある。

- (1) 提出期限 令和2年10月30日(金) 17:00まで
- (2) 提出場所 福島県教育センター 総務管理部 総務管理チーム
- (3) 資格確認通知

入札に参加を希望する者に対する確認の通知については、一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により、令和2年11月9日(月)までに行うものとする。

(4) 添付書類

ア) 納入実績書

過去3年以内に、当該借入物品又はこれに類似する物品について、生産、販売又は貸与した実績書(様式は任意とし、納入年度、納入先、仕様の詳細等を明示すること。)に当該納入に係る契約書の写し又は発注機関が発行した納入実績証明書等、納入の事実を証明する書類を添付する。

イ) 製造メーカー発行の証明書

設置期限までに、当該物品を確実に納入できることを明らかにした製造メーカー発行の証明書(様式は任意とし、製造メーカーの本社、本店又は営業所が直接入札に参加する場合は不要とする。)を添付する。

ウ) 保守・修理及び部品供給体制を示す書面

借入期間中の保守、修理及び部品の供給体制等について、別紙「システムサポート体制証明書(別紙)」により明示すること。

エ) 納入仕様書

入札証明書に示す仕様書に基づき、当該借入物品の納入仕様書等の図書を作成し、添付すること。

6 入札説明会

福島県教育センター 本館 3階 132研修室
令和2年10月15日(木) 午後2時

7 入札及び開札の場所及び日時

福島県教育センター 本館 3階 132研修室

令和2年11月20日(金) 午後2時

8 入札書の提出方法

(1) 入札書の提出場所及び提出期限

ア) 持参する場合

上記7の場所、日時に同じ。

イ) 郵送による場合

書留郵便により、令和2年11月18日(水) 午後5時まで必着のこと。

宛先は、上記3「契約条項に示す場所、入札説明書交付場所」に同じ。

(2) 入札書を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封書の表題に次の事項を記載すること。

ア 氏名(法人にあつては、商号又は名称)

イ [11月20日開札「件名(福島県教育センター情報教育用コンピューターシステム貸借)」の入札書在中]

(3) 入札書には、別封として次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札出席届(様式5) 全員:開札日の出席者

イ 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)又はその写し

ウ 委任状(様式4)(代理出席の場合)

エ 入札保証金納付免除関係書類

財務規則第249条第1項の入札保証保険契約により入札保証金の免除を希望する者は、令和2年11月4日(水)午後5時までに入札保証金納付免除申請書(様式10)を福島県教育センター総務管理部長へ提出すること。提出場所は上記5の(2)による。

また、開札日に入札保証保険証券原本を提示すること。(証券原本は返却しないので留意すること。)

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、借入物品の本体価格、納入費用、保険料、撤去費用、カスタマイズ費用、サポート費用及び保守料等一切の費用含めて契約期間内における賃借料の総額を見積もること。

なお、落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 代理人をして再入札する場合の入札書には、入札書の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の他に、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

9 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号(別記1)に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。(※免除を受けようとする者は、上記8の(3)のエで指定する申請書等を提出すること。)
- (4) 入札保証金の免除を希望する者は、下記書類を令和2年11月4日(水)午後5時までに上記5の(2)に示す場所に提出すること。
入札保証金納付免除関係書類(各様式の(注)に沿って準備すること。)
ア 入札保証金納付免除申請書(様式10)
イ 納入実績証明書(様式6)
ウ 納入実績証明願(様式7)
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

10 入札の方法及び開札等

- (1) 開札は、上記7で指定する場所及び日時で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。
ア 一般競争入札参加資格確認通知書(入札参加者が本書又は写しを持参する。)
イ 一般競争入札出席届
ウ 委任状
エ 入札保証保険証券原本(証券原本は返却しないので留意すること。)
- (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、入札保証金を納付した領収書を提示すること。
- (4) 開札は、入札者又はその代理人に立ち会わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせて行う。
- (5) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付することができるものとする。

11 入札に参加する者に要求される事項

入札者が提出した一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)に添付した納入仕様書は、契約担当者において入札保証書に示す仕様書に照らして技術審査するものとし、性能等を満たしている納入仕様書を添付した者のみ入札参加資格があるものと認めるものとする。

る。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、契約担当者に説明し、協議に応じる義務を負うものとし納入仕様書が入札説明書に示す仕様書の性能等を満たさない場合は、提出した納入仕様書の内容の変更に応じるものとする。

説明及び協議の義務を履行しない者並びに納入仕様書の内容変更に応じない者のした入札は、落札決定の対象としない。

12 入札の心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行にあたり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害した若しくは不正の利益を得るための連合(談合)した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は、入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

14 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記4の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対し2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

15 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者とする。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないときは、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第一項第8号の規定により随意契約とすることができる。

- 16 落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知するので、通知を必要とする者は発注者へ申し出ること。

17 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出できるものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号(別記)いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者へ別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。

18 契約書等の作成

- (1) 賃貸借契約書(別紙。以下「契約書」という。)を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書(案)に記名押印し、落札決定の日から15日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者の指定する期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書(押印後)を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

19 賃借料の支払い条件

(1) 月額賃借料の計算

賃貸借契約は、機器等の賃借料の総額で契約するが、賃借料は、機器等の引き渡しを完了したに関わらず、賃貸借期間の始期から起算し、契約終了までを賃貸借期間として暦の月ごとに計算するものとする。

(2) 月額賃貸借料計算における端数処理

賃貸借期間中の各月の消費税及び地方消費税額相当額(以下「消費税」という。)を除く賃借料は、賃借料の総額から消費税を差し引き、その額を60ヶ月で除した額(以下、「月額賃借料」という。)とする。ただし、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。なお、この場合において、消費税を除く賃借料の総額と月額賃借料の60ヶ月相当額に差額が生じた場合は、その差額を賃貸借期間の最初の月の賃借料に加算するものとする。

また、消費税については、月額賃借料を基礎として算出し、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、賃借料の総額の消費税額と差額が生じた場合は、前述と同様に取扱いするものとする。

(3) 賃借料の支払い

毎月初めに前月分の賃借料の支払いを請求できるものとし、福島県は請求書を受理した日から30日以内に、賃借料を支払うものとする。

20 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

21 契約条項

別紙契約書(案)及び財務規則による。

22 仕様書に関する質問及び回答

仕様書に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。

- (1) 一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式。以下「質問書」という。)により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。

- (2) 質問書の提出は、原則として上記5の(2)に示す場所へ、FAX により送付することとし、送付の後電話で確認を取ること。
- (3) 質問書に対する回答は、一般競争入札仕様書等に関する回答書(様式)により質問者に回答するとともに、上記3の場所で閲覧に供する。
- (4) 質問の受付時間は、公告のあった日から令和2年10月22日(木)午後5時までとする。

23 入札説明書の再配布等の禁止

本入札説明書受領者は、配付日の属する年度から5年間、本件にかかる納入仕様書作成以外の目的で次の行為を行ってはならない。

- (1) 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
- (2) 第三者への配付を目的とした本説明書の複写
- (3) 第三者への本説明書複写物の配付

24 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部署 上記3に同じ。

25 その他(福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等)

福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約の破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。